

平成 2 3 年 4 月 8 日  
関東東北産業保安監督部東北支部

## 八谷鉱山に対する金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 3 6 条第 2 項の規定に基づく報告の徴収について

平成 2 3 年 4 月 8 日、関東東北産業保安監督部東北支部は、八谷鉱山の鉱害防止事業を実施している財団法人資源環境センターに対し、坑水による鉱害防止のため坑水の河川流出の原因究明と再発防止対策について、金属鉱業鉱害対策特別措置法第 3 6 条第 2 項の規定に基づき、報告を求めました。

1. 平成 2 3 年 4 月 1 日から同月 4 日にかけて、山形県米沢市に所在する八谷鉱山において、坑水が坑口前の中継枡から溢れ小樽川に流出しました。河川に流出した坑水は、亜鉛、鉄及びマンガンの濃度については排水基準に適合していませんでした。

なお、現在は坑水の河川への流出は解消され、適正に坑水の処理が実施されています。

2. このため当支部では、八谷鉱山の鉱害防止事業を実施している財団法人資源環境センターに対し、金属鉱業鉱害対策特別措置法第 3 6 条第 2 項の規定に基づき、事故の原因と再発防止対策について報告を求めました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部東北支部鉱害防止課

担当者：佐藤雅文、佐藤勝俊

電 話：0 2 2 - 2 2 1 - 4 9 6 8 (直通)